

道路工夫の激勵に就て

有 岡 富 次

道路法の命ずるところに依り北海道廳長官管理に屬する道路は國道三線此の延長五百九十五杆餘。地方費道五十五線此の延長三千八百九十三杆餘。準地方費道百三十九線此の延長三千百九十餘杆及北海道々路令に依る拓殖費支辨町村道二千二百十八杆餘合計九千八百杆に垂々とする道路の維持修繕に銳意常時路面を最良の狀態に置くは勿論、酷熱嚴寒を厭はず黙々として、不言實行夙夜之が交通上に支障なき様不斷の活動を續けて居るものは、言ふ迄もなく道路工夫である、之が功に酬ひ、他面努力への競争心を奮起させる爲道廳に於ては、別記道路工夫表彰規程に依り精勵恪勤、其の成績特に優秀にして他の模範となるものを表彰して居る。表彰は甲種表彰と乙種表彰とに分ち、甲種表彰は

長官、乙種表彰は土木現業所長表彰とする、甲種表彰を受けたる者は表彰狀に賞金五拾圓と、七日以内の慰勞休暇又は道内視察を爲さしめ、正帽に白線三條を附させる、乙種表彰は一等二等に區別し、一等は表彰狀に賞金貳拾圓と五日以内の慰勞休暇又は管内視察を爲さしめ、正帽に白線二條を附させる二等は表彰狀に賞金拾圓と三日以内の管内視察をさせ、正帽に白線一條を附させて推獎してゐる、又本規程に依る表彰は同一人に對しては、階級を同ふする表彰は一回を限度とし、下級の被表彰者で表彰後更に業務に精勵し其の業績向上の者には、逐次上級の表彰を行ひ甲種表彰を以て最高とするのである。次に昭和十五年中に於て表彰したる工夫は左記の通である。

昭和十五年度被表彰道路工夫氏名

土木現業所	甲種	乙種一等	乙種二等
礼幌	福島 留吉	福森 徳治	吉田市太郎 岩野重太郎 種崎松太郎
小樽		藤見 實	今村 猛
函館	瀧澤 小吉	新里忠次郎	西川 武三
室蘭		鈴木金三郎	鹿糠安太郎
旭川		朝倉 秀雄	武田 鎌藏
留萌		谷 二三	猪股 辰藏 岡垣 秀藏
網走	佐々木健治	大友 玉吉	山村 榮吉
帯広		豊吉 健市	富塚 金八 塚本喜太次
釧路		藤原 久藏	宮西芳太郎 岩佐憲四郎 川岸 彌作 佐藤 山三 齋藤 長七

道路工夫表彰規程

第一條 道路工夫ニシテ精勵恪勤其ノ成績特ニ優良ニシテ

他ノ模範トナルヘキ者ハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條 表彰ハ之ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一、甲種表彰ハ成績最モ優秀ナル者ヲ銓衡シテ長官之ヲ行フ
- 二、乙種表彰ハ特ニ成績優良ナル者ヲ銓衡シテ土木現業

所長之ヲ行フ

第三條 土木現業所長ハ其ノ所々屬ノ道路工夫ニシテ第一

條ニ該當シ甲種茲ニ乙種表彰ヲ受クルニ適當ト認ムル者ノ一年間ニ於ケル作業成績表(別記様式)ヲ各別作製シ翌年一月十五日迄ニ土木部長ニ内申スヘシ

土木部長ハ乙種表彰内申者ヲ銓衡シ被表彰者ヲ決定シテ土木現業所長ニ通知ス

第四條 表彰ハ賞狀及左ノ賞金ヲ授與シ次ノ特典ヲ附與ス

- 一、甲種表彰 賞金五十圓
- 二、乙種表彰 一等賞金二十圓
- 三、同 二等賞金十圓

前項ノ表彰ヲ受ケタルコトヲ表示スル爲正帽ニ白線ヲ以テ甲種表彰者ハ三條乙種表彰者一等ハ二條二等ハ一條ヲ纏附セシメ當該年度内左ノ日數ノ範圍内ニ於テ視察又ハ慰勞休暇ヲ與フルコトヲ得

第五條 前條ノ表彰ヲ受ケタル者ニシテ業務怠慢又ハ不行跡ノ行爲アリタルトキハ表彰ハ之ヲ褫奪スルコトアルヘシ

甲種表彰 七日以内

何 年 道 路 工 夫 作 業 成 績 表

氏名 令勤	年勤 數	續作 業路	姓名 質	人		物		技		能		其 ノ 他		摘 要
				素 行 狀	勤 務 ノ 勤 意	採 用 以 路 面 排 水 交 通 障 碍 ノ 持 對 ス ル 注 意	續 來 ノ 業 ノ 況 狀	工 作 物 維 修 ノ 器 具 手 入 ノ 延 長 ノ 狀 況	運 輸 交 通 ノ 狀 況					

備考

- 一、作業路線名欄ニハ何々路線外何線ト記入スルコト
- 二、擔當區間延長欄ニハ擔當延長合計ヲ記入スルコト
- 三、路床ノ狀況欄ニハ土質及其ノ濕潤ノ狀況又ハ修繕砂利配給ノ良否等記入スルコト
- 四、運輸交通ノ狀況欄ニハ車馬ノ交通量ノ大略ヲ記入スルコト
- 五、採點方法ハ左ノ標準ニ依ル二百點滿點トス

採點標準

一、人物

(1) 素行 二十點

(2) 勤務ノ狀態 三十點

(3) 勤意 三十點

(4) 採用以來ノ業績二十點

(5) 勤怠點數ハ休業日數(病氣腸眼公傷急引等ノ爲事實業務ヲ休止シタル日數トス)ヲ參酌シ採點スルコト尙休業日數ニ對シテハ當該事故及其ノ日數別紙ニ記入スルコト

二、技能

(1) 路面修理ノ狀況 五十點

(2) 排水整理ノ狀況 十點

(3) 交通障礙物整理ノ狀況 十點

(4) 工作物維持ニ對スル注意 二十點

(5) 器具保管手入ノ狀況 十點